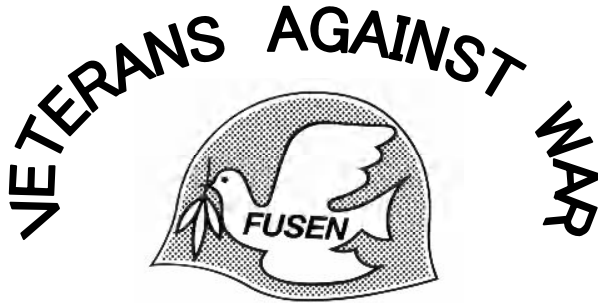


不戦兵士・市民の会は
皆さんと力を合わせて
憲法第9条を守りぬきます



不戦兵士・市民の会
入会のご案内

150-0043 東京都渋谷区道玄坂 2-18-11
サンモール道玄坂 325

tel 03-3461-4160 fax 03-5489-4847

mail fusen@kmj.biglobe.ne.jp

<http://www.home.f01.itsc.com.net/fusen>

私たちの考え方

1. 本会は、国際紛争の解決は戦争によらず、すべて平和的手段によることを主張する。
2. 本会は、わが国の憲法第9条の精神を遵守し、世界の平和を希求する。
3. 本会は、市民による、市民のための、市民の国家体制に逆行するあらゆる思想、言動、政策に反対する。

「不戦兵士の会」創立主旨

戦後はや40年、古希も近いこの頃になって、ようやくかつての悲惨だった戦争を思い、最近の戦前回帰の風潮に真の恐ろしさを感じるようになりました。まことに蛍光灯の如き遅い反応にいささか気恥ずかしい気持ちですが、さりとてこのまま何もせず時の流れに消え果ててしまうのも悔しく、何か大事なことを忘れていたような気が致します。

終戦から今日まで、喜びも、苦しみも楽しみも、いろいろと経験し、人々にはそれぞれの考え方があることやお互いに譲り合って生きていくことの大切さ等も学びましたが、私どもはただ一つ悲惨な戦争を体験し、からくも生きながらえ、極限に追いつめられた人間がどのような行動をしたか、生き地獄絵図を見てきた数少ない生き証人として共通の地盤にたっていると思います。

それゆえに、私どもの出来ることといえば、かつての戦争はいかにして起こったか、戦争というものが、いかに非人間的なものであったか、そして国家の指導者たちのエゴから終戦の決断が遅れて、その結果、いかに多くの国民が犠牲に供されたか等々について、歴史の生き証人として後世に伝えることではないでしょうか。そしてそのことが間接的に軍縮平和への道に通ずるのであれば、このさい重い腰を上げて機会を掴んでは世に訴える努力を致したいと存じ、この度「不戦兵士の会」を結成することに致しました。

戦前回帰を声高に叫ぶ一握りの人々に対し、もの言わぬ多数の良識ある人々が手を携えて平和な民主社会の確立に立ちあがることは、いま極めて大切なことと存じます。立ちあがるときに立ちあがらなければ、悔いを千歳に残すでしょう。

皆様のご協力、ご指導、ご鞭撻のもとに当会をより強固なものに致したいと存じます。

1988年1月

不戦兵士の会

「不戦兵士・市民の会」規約

(名称) 第1条 本会は「不戦兵士・市民の会」という。

(目的) 第2条 本会は、先の十五年戦争および戦争に至るまでの、われらの経験を痛切に受けとめ、あらゆる努力を通じて、わが国の非軍事化と民主化および世界平和の実現に寄与することを目的とする。

(構成) 第3条 本会は、先の十五年戦争に直接参加した兵士、および戦争体験の有無を問わず、市民で、本会の目的と主旨に賛同する者をもって構成する。

(事業) 第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 戦争体験の伝承のため講演会、談話会等の開催
- 2 護憲、平和、反核、軍縮および環境保全を求める実際の諸活動
- 3 平和、民主諸団体との連帯・連携活動
- 4 世界諸国民との友好、とくに外国の元兵士との連帯のための活動
- 5 上記事業を行うための広報活動、およびその中核としての会報「不戦」の発行
- 6 その他本会の目的を達成するための事業

(普通会員・誌友会員および特別会員) 第5条

本会会員は、普通会員（以下「会員」という）と誌友会員（以下「誌友」という）および理事会の推薦による特別会員とする。

2) 会員は、総会に出席し、その議決に参加するとともに、会の行う諸活動に参加する。また会報に自らの意見、所感等を発表することができる。

3) 誌友は、会の行う諸活動に参加し、会報に自らの意見、所感等を発表することができる。

4) 特別会員は、会の行う諸活動に参加し、会報に自らの意見、所感等を発表することができる。

(会議) 第6条 会議は、総会および理事会とする。

(総会) 第7条 総会は、本会の最高の議決機関であり、毎年度当初に開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に総会を招集することができる。

2) 総会は、会員の過半数をもって成立する。ただし、委任状による出席を妨げない。

3) 総会の議決は、出席者の過半数によって行う。

4) 総会は、次の事項を議決する。

1 前年度の会務総括および今年度の活動計画

2 会計報告の承認

3 規約の改訂

4 役員を選任および解任

5 その他、本会運営上の重要事項

(理事会) 第8条 (会員定例会) 第9条 役員等 第10条 (役員職務) 第11条 (事務局) 第12条

(支部) 第13条 (専任委員) 第14条 (会員および誌友の会費) 第15条 (財務) 第16条

(退会) 第17条 (除名) 第18条 (規約に定めない事項の決定) 第19条

(付則) この規約は、1988年1月11日に制定、実施

1999年2月27日に改訂、実施

『不戦兵士・市民の会』入会申込書

会の目的（私たちの考え方、創立主旨）に賛同し、会員・誌友会員として、入会を申し込みます。

年 月 日

会 員 誌友会員 (いずれかに○印を)

お名前 (ふりがなも)

男・女 年齢 () 歳

ご住所 〒

ご連絡先 (Tel・fax・メールアドレスなど)

■年会費＝会員1万円 誌友会員5千円 団体は1口1万円

■会費納入＝郵便振替または現金書留でお払い込み下さい。

郵便振替 00100-6-407197 「不戦兵士・市民の会」

入会にあたってのメッセージをどうぞ！